

資料編

1. 用語の説明

あ行

◆ I PM 総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）

利用可能なすべての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、農作物に有害な病害虫・雑草の発生を抑える技術。I PMを通じて、人に対する健康リスクと環境への負荷を軽減するとともに、生態系が有する本来の病害虫・雑草への抑制機能を引き出すことが可能になる。

◆ ECサイト

ECは「Electronic Commerce（電子商取引）」の略で、インターネット上で商品やサービスを売買できるウェブサイトのこと。

◆エコファーマー

エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、たい肥等土づくりと化学肥料・化学合成農薬を慣行基準から2割以上削減する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称。

◆エシカル

エシカルとは、英語で「倫理的な」という意味の英語「ethical」をカタカナに置き換えた言葉。「自分にとってどれくらい得か」といった基準だけで選ぶことではなく、より広い視野で、「人や社会、地域、環境などに優しいモノ」を購入する消費行動やライフスタイルを指す。

◆SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成される。

か行

◆家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

◆環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

◆GAP (Good Agricultural Practice：農業生産工程管理)

農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。第三者機関の審査によって、GAPを正しく実施していることを証明する認証制度があり、認証を受けることで、GAPの実施を客観的に証明できるため、取引条件等にも活用される。

なお、食品安全、環境保全、労働安全に加え、人権保護や農場経営管理等に関する項目が全て含まれたものが国際水準GAPであり、JGAP、アジアGAP、グローバルGAPがこれに該当する。

◆耕畜連携

耕種農家と畜産農家が連携することで、畜産農家が生産する良質な堆肥を肥料・土づくりに利用し、栽培した飼料用米などの飼料作物を家畜に給与する仕組みのこと。

さ行

◆資源循環型農業

土づくりの際に、前作のすき込みや残したい肥を投入するなど、畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、これらを循環させながら生産を行う農業のこと。

◆集落営農

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。

◆食農教育

「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学ぶこと。

◆スマート農業

ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）、ロボット技術等の先進技術を活用し、省力化・精密化や高品質生産の実現を目指す農業のこと。

◆青年等就農計画認定制度（認定新規就農者制度）

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（①原則18歳以上45歳未満の青年、②特定の技能知識を有する65歳未満の中高年齢者、③①・②の者が役員の過半数を占める法人）が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む「認定新規就農者」に対して重点的に支援を行う制度。

た行

◆Turn Table

平成30年2月、東京都渋谷区に開設した徳島県の情報発信と交流の拠点。宿泊施設やレストラン、物販機能等を併せ持つ施設として、徳島の食をはじめ、文化や観光等、徳島の魅力を発信し、県産品の販路拡大や「徳島ファン」の拡大、さらには「徳島への観光や移住」へと繋がる取組を展開している。

◆多面的機能

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能のこと。

◆地産地消

「地産地消」とは「地域生産・地域消費」の略語で、地元でとれた生産物を地元で消費することであり、地域内で経済を循環させるための仕組みのこと。食料に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

◆中山間地域

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指す。

また、食料・農業・農村基本法第35条においては、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」が「中山間地域等」として規定されており、こうした地域の生産力を維持するために、「中山間地域等直接支払交付金」が交付されている。

◆定年帰農者

定年退職後に故郷の農村へ戻り、または農村に移住し、農業に従事する者。農家の高齢化や農村の過疎化が進む中、地域農業の担い手として期待が持たれている。

◆とくしまブランド推進機構（愛称：地域商社阿波ふうど）

マーケットイン型の産地育成を柱に、徳島県産農産物の生産、流通、販売をトータルサポートする組織として、徳島県と県内農業生産者団体（徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA全農とくしま）が人と機能を持ち寄るコンソーシアム（共同事業体）として、平成28年1月に設置。

◆トレーサビリティ・システム

「トレース（跡をたどる）」「アビリティ（可能）」を組み合わせた言葉。ここでは、スーパー等に並んでいる農産物が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたか、消費者がいつでも把握できる仕組みのことを指す。

な行

◆認定農業者制度

農業者が、市町村の農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとするために作成する計画（農業経営改善計画書）を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者（認定農業者）に対して重点的に支援措置を講じる制度。認定農業者は、地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面等の支援を受けることができる。

◆農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や規模拡大を志向する農業者などの担い手に貸し付ける公的機関。貸出可能な農地の情報を集約し、農地の借入希望者のマッチング及び仲介を行うことで、農地の貸し借りの円滑化を目的とする。

◆農地の集積・集約化

農地を所有し、または借り入れること等により、耕作者（担い手）が利用する農地面積を拡大し、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

◆農福連携

障害者等が農業分野で就労することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

は行

◆半農半X

農業と他の仕事を組み合わせた働き方で、半自給的な農業を営みながら、自分のやりたいこと、やりがいのある仕事に携わることで、収入より心の豊かさに重きを置いた生活を実現しようとするライフスタイルのこと。

◆B C P（業務継続計画）

自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

◆人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や、地域農業の将来の在り方などを明確にし、市町村が公表するもの。

◆ふるさと納税制度

生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度のこと。寄付金のうち 2,000 円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除を受けることができる。

◆ベジファースト

野菜（ベジ）を最初（ファースト）に食べる健康法のこと。たんぱく質や糖質を野菜の後に吃することで、食物繊維が消化吸収を緩やかにしてくれるため血糖値の上昇が緩やかになり、余分な糖質や脂質の吸収を抑え肥満や糖尿病などの生活習慣病を予防する効果が期待されている。

ま行

◆みどりの食料システム戦略

持続可能な食料システムの構築を目指し、2021 年 5 月に農林水産省が策定した食料生産の方針のこと。農林水産業に伴う温室効果ガスの放出や、化石燃料由来の肥料の使用量を減らすといった環境負荷の低減策を中心に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指している。

や行

◆野菜ソムリエ

一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する民間資格のこと。野菜・果物の目利き、栄養、素材に合わせた調理法など毎日の食生活に欠かせない野菜・果物の幅広い知識を身につけることで、家族の健康や食に関わるさまざまな仕事に活かすことを目的とする。

◆有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

ら行

◆6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業の事業までを手掛けることで、地域資源を活用した付加価値の創出を目指す取組のこと。



2. 第3次阿波市農業振興計画の策定について

(1) 諒問・答申

阿農振第856号

令和4年12月22日

阿波市農業振興審議会

会長 前田 安夫 殿

阿波市長 藤井 正助

第3次阿波市農業振興計画の策定について（諒問）

第3次阿波市農業振興計画を策定するにあたり、阿波市農業振興審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和5年3月28日

阿波市長職務代理者

阿波市副市長 木下 修一 殿

阿波市農業振興審議会

会長 前田 安夫

第3次阿波市農業振興計画の策定について（答申）

令和4年12月22日付け阿農振第856号にて諒問がありました、第3次阿波市農業振興計画の策定について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、原案を適當と認めたので、阿波市農業振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

(2) 阿波市農業振興審議会 委員名簿

No.	委員区分	氏名	所属団体・役職等	備考
1	第1号委員	今倉 秀明	徳島県指導農業士会会长	副会長
2	第1号委員	福井 義勝	阿波市農業生産法人協会会长	
3	第2号委員	前田 安夫	阿波市農業協同組合代表理事組合長	会長
4	第2号委員	橋本 浩	板野郡農業協同組合代表理事組合長	
5	第2号委員	松本 勝	阿波市土地改良区連絡協議会会长	
6	第2号委員	武田 大太郎	徳島県農業共済組合西部支所長	
7	第2号委員	河野 功	徳島県農業開発公社（徳島県農地中間管理機構）代表理事	
8	第3号委員	古本 義春	阿波市農業委員会会长	
9	第4号委員	橋本 直史	国立大学法人徳島大学 大学院社会産業理工学研究部講師（農学博士）	
10	第5号委員	児玉 敬二	阿波市商工会会長	
11	第5号委員	浅野 敏司	阿波市観光協会会长	

(3) 阿波市農業振興計画策定作業部会 委員名簿

No.	委員区分	氏名	所属団体・役職等	備考
1	第1号委員	寺井 稔	農業従事者、GOTTOSO阿波会長	
2	第1号委員	楠 道博	新規就農者	
3	第2号委員	正木 直之	阿波市農業協同組合経済部部長	部会長
4	第2号委員	濵谷 智	板野郡農業協同組合西部事業所次長	部会長職務代理
5	第2号委員	吉永 秀二郎	阿波市土地改良区連絡協議会事務局代表	
6	第2号委員	枝澤 弘明	阿波市農業生産法人協会事務局長	
7	第2号委員	庄村 剛志	阿波町農業後継者クラブ会長	
8	第2号委員	松永 佳之	市場町農業後継者クラブ会長	
9	第2号委員	金森 努	吉青会会長	
10	第3号委員	相原 繁喜	阿波市農業委員会事務局長	
11	第4号委員	三橋 英樹	阿波市産業経済部農地整備課長	
12	第4号委員	川端 成人	阿波市産業経済部商工観光課長	
13	第5号委員	安丸 学	阿波市商工会事務局長	
14	第5号委員	稻井 由美	阿波市観光協会事務局長	

(4) 阿波市農業振興審議会条例

平成29年3月15日
条例第11号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、農業の振興を推進するため、阿波市農業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市における農業振興に関する事項について、調査及び審議を行い、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 農業従事者
- (2) 関係農業団体の代表者又は関係農業団体から推薦を受けた者
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長の諮問に係る答申をしたときをもって満了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 審議会の調査及び審議のため、必要に応じて作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、産業経済部農業振興課において処理する。

(報酬)

第10条 委員の報酬については、阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年阿波市条例第40号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(阿波市産業開発審議会条例の廃止)

2 阿波市産業開発審議会条例(平成17年阿波市条例第156号)は、廃止する。

(阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を次のように改正する。

別表産業開発審議会の項中「産業開発審議会」を「農業振興審議会」に改める。

(5) 阿波市農業振興計画策定作業部会設置要綱

令和4年12月1日

告示第121号

(設置)

第1条 この要綱は、阿波市農業振興審議会条例（平成29年阿波市条例第11号。以下「条例」という。）

第7条の規定に基づき、阿波市農業振興計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 第3次阿波市農業振興計画の原案に関すること
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 作業部会は、委員20人以内で次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業従事者
- (2) 関係農業団体の代表者又は職員
- (3) 農業委員会の委員又は職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

(意見の聴取等)

第5条 作業部会は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会長)

第6条 作業部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、産業経済部農業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。